

品質評価事項チェックリスト

別添 2

- 凡例
 ○ 当該評価事項を満たしている。
 △ 当該評価事項を完全には満たしていないが、やむを得ない事由が認められる。
 □ 当該評価事項の対象とはならない。
 ▲ 当該評価事項を満たしているが、要検討事項が認められる。
 × 当該評価事項を満たしていない。

| 要素 | 評価事項 | チェック事項 | 判定 | 該当・非該当理由等 |
|---------------------------|-------------------------------------|--|----|-----------|
| ニーズ 適合性 | 統計作成の必要性はあるか。 | 作成の目的(政策や民間における利用との関連性等)が明確にされているか。 | | |
| | | 作成された統計が政策や民間において活用されているか。 | | |
| | | 代替可能な統計や行政記録はないか。 | | |
| | 利用者のニーズを把握するための措置を講じているか。 | 利用者のニーズを把握するための措置を講じているか。 | | |
| | | (措置を講じている場合) ニーズ把握のための措置は、統計作成の目的に照らして幅広い利用者を想定したものとなっているか。 | | |
| | (措置を講じている場合) 把握したニーズを適切に反映しているか。 | 把握したニーズを調査項目や集計事項に適切に反映しているか。 | | |
| | | ニーズを反映できなかった場合、その理由は合理的か。 | | |
| | 調査事項、調査周期等の設定に合理性はあるか。 | 調査事項や集計事項の設定は、利用ニーズに照らして適切か。 | | |
| | | 調査周期の設定は、利用ニーズに照らして適切か。 | | |
| | | 全数調査の場合、標本ではなく全数を調査対象とする必要性はあるか。 | | |
| 社会経済情勢の変化等に応じた見直しを行っているか。 | 社会経済情勢の変化等により、統計作成の必要性が低下していないか。 | | | |
| | 社会経済情勢の変化等により、必要性が低下している調査事項はないか。 | | | |
| ニーズ適合性に関する評価結果 | | | | |

(注)チェック事項で下線が引かれている項目は、総務省(政策統括官)が行う承認審査に当たっての視点。

品質評価事項チェックリスト

凡例

- 当該評価事項を満たしている。
- △ 当該評価事項を完全には満たしていないが、やむを得ない事由が認められる。
- 当該評価事項の対象とはならない。
- ▲ 当該評価事項を満たしているが、要検討事項が認められる。
- × 当該評価事項を満たしていない。

| 要素 | 評価事項 | チェック事項 | 判定 | 該当・非該当理由等 |
|---|-------------------------|---|----|-----------|
| 正確性 | 統計調査の設計は、統計理論等に基づき、適切か。 | 標本設計は、標本理論等に基づき適切か。 | | |
| | | 正確な母集団名簿を適切に用いているか。 | | |
| | | 調査結果の推計方法や補正方法は、統計理論や未回収の状況等に基づき適切なものとなっているか。 | | |
| | 統計調査の実施が正確かつ適切に行われているか。 | 調査設計に沿った実地調査が適切に行われているか。 | | |
| | | 回収率向上のための適切な措置を講じているか。 | | |
| | | 実地調査期日や調査事項の把握期日は、正確なデータ収集のために適切か。 | | |
| | | 調査方法(調査員調査、郵送調査、オンライン調査等)の選択には合理的理由があるか。 | | |
| | | 調査対象の範囲は明確になっているか。 | | |
| | | 統計作成の方法(全数調査、標本調査、行政記録等)の選択は適切か。 | | |
| | | 行政記録を活用する場合、行政記録の正確性に問題はないか。 | | |
| | | 速報値と確報値の差違は、合理的な範囲内か。 | | |
| | 使用している統計基準や用語の定義は適切か。 | 分類、指数、季節調整などの統計基準の使用は適切か。 | | |
| | | 統計基準によらない場合、その判断は適切か。 | | |
| | | 調査事項や集計事項の定義は適切か。 | | |
| | 調査系統の設定は適切か。 | 調査を円滑かつ正確に行うために最適な調査系統で実施しているか。 | | |
| 調査票の配布から回収まで必要かつ十分な期間が設けられているか。 | | | | |
| 調査員を設置する場合又は民間事業者に業務を委託する場合、その業務内容は明確か。 | | | | |
| 正確性に関する評価結果 | | | | |

(注)チェック事項で下線が引かれている項目は、総務省(政策統括官)が行う承認審査に当たっての視点。

品質評価事項チェックリスト

凡例

- 当該評価事項を満たしている。
- △ 当該評価事項を完全には満たしていないが、やむを得ない事由が認められる。
- 当該評価事項の対象とはならない。
- ▲ 当該評価事項を満たしてはいるが、要検討事項が認められる。
- × 当該評価事項を満たしていない。

| 要素 | 評価事項 | チェック事項 | 判定 | 該当・非該当理由等 |
|-------------|------------------------------------|--|----|-----------|
| 適時性 | 公表予定期日は、統計の目的に照らして適当か。 | 公表予定日は、作成目的(政策や民間における利用との関連性等)を踏まえて適切に設定されているか。 | | |
| | | <u>可能な限り早期に公表しているか(月次調査は60日以内、年次・周期調査は1年以内に速報を提供しているか。)</u> 。 | | |
| | 公表予定期日等ができる限り早期に公表されているか。 | 遅くとも公表の1か月以上前に公表予定期日等が公表されているか。 | | |
| | 公表が公表予定期日より遅れている場合、その遅れはやむを得ないものか。 | <u>公表が遅れている原因は何か。遅れの原因を踏まえた適切な検討及び対策(調査対象範囲の見直し、調査事項の縮減等)は行われているか。</u> | | |
| | | 遅れについての周知及び新たな公表予定日についての周知等は、あらかじめ行われているか。 | | |
| 適時性に関する評価結果 | | | | |

(注)チェック事項で下線が引かれている項目は、総務省(政策統括官)が行う承認審査に当たっての視点。

品質評価事項チェックリスト

凡例

- 当該評価事項を満たしている。
- △ 当該評価事項を完全には満たしていないが、やむを得ない事由が認められる。
- 当該評価事項の対象とはならない。
- ▲ 当該評価事項を満たしているが、要検討事項が認められる。
- × 当該評価事項を満たしていない。

| 要素 | 評価事項 | チェック事項 | 判定 | 該当・非該当理由等 |
|-------------------------------------|--|--|----|-----------|
| 解釈可能性・明確性 | 対象母集団、標本設計(抽出方法、抽出率)、結果数値の推計方法、調査事項、調査の実施方法等の説明が行われているか。 | HP上等において利用者に容易に入手可能な形態で説明が行われているか。 | | |
| | | 必要に応じて、HP上において、Q&Aコーナー設置、リンク設定、窓口案内等を行い、更に詳細な情報を提供しているか。 | | |
| | 使用している統計基準が統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いの説明が行われているか。 | 利用者に誤解を生じさせないよう適切な説明が行われているか。 | | |
| | | 必要に応じて、HP上において、Q&Aコーナー設置、リンク設定、窓口案内等を行い、更に詳細な情報の提供を可能としているか。 | | |
| | 作成した統計について、メタデータ、統計利用上の留意点等の説明が行われているか。 | 利用者に誤解を生じさせないよう適切な説明が行われているか。 | | |
| | | 必要に応じて、HP上において、Q&Aコーナー設置、リンク設定、窓口案内等を行い、更に詳細な情報の提供を可能としているか。 | | |
| | | 統計データが誤った解釈の下に利用されることのないよう、必要な説明を行っているか。 | | |
| | 作成した統計表から明らかになる事項又は利活用例を示し、利用可能性を周知しているか。 | 利活用例(二次的利用も含む)の把握に努めているか。 | | |
| (把握に努めている場合) 把握した利活用例を広く周知しているか。 | | | | |
| 解釈可能性・明確性に関する評価結果 | | | | |

品質評価事項チェックリスト

凡例

- 当該評価事項を満たしている。
- △ 当該評価事項を完全には満たしていないが、やむを得ない事由が認められる。
- 当該評価事項の対象とはならない。
- ▲ 当該評価事項を満たしているが、要検討事項が認められる。
- × 当該評価事項を満たしていない。

| 要素 | 評価事項 | チェック事項 | 判定 | 該当・非該当理由等 |
|--|---|--|----|-----------|
| 信頼性 | 標本設計(抽出方法、抽出率)、結果数値の推計方法、調査の実施方法を公表しているか。 | 公表を行っているか。 | | |
| | | (公表が行われていない場合) その理由は、やむを得ないものか。公表に向けた検討及び対策は行われているか。 | | |
| | 統計作成の方法や情報源等の重要な変更を行う場合、検討過程を公表しているか。 | 公表を行っているか。 | | |
| | | (公表が行われていない場合) その理由は、やむを得ないものか。 必要に応じて、HP上において、Q&Aコーナー設置、リンク設定、窓口案内等を行い、更に詳細な情報の提供を可能としているか。 | | |
| | 公表期日前に統計データを知り得る者、秘密保持のために講じている措置の内容を公表しているか。 | 公表期日前に統計データを知り得る者の範囲が最小限にとどまっており、それを公表しているか。 | | |
| | | 公表期日前の統計データの秘密が厳格に保護されており、その内容を公表している。 | | |
| | | 公表が行われていない場合、やむを得ないものか。 | | |
| | 調査実施時及び集計時の秘密保護措置は適切か。 | 調査実施過程における秘密保護について十分な方策が講じられているか。 | | |
| | | 集計時の秘密保護について十分な方策が講じられているか。 | | |
| | 調査票情報の管理は適切に行われているか。 | 管理責任者の設置、保存期間の設定は適切に行われているか(参考:「調査票情報等の管理に関するガイドライン」(平成21年2月6日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)。 | | |
| 調査票情報の管理、保存後の処理等は適切に行われているか(参考:「調査票情報等の管理に関するガイドライン」(平成21年2月6日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)。 | | | | |
| 統計の中立性は確保されているか。 | 統計データの公表内容が客観的に説明されており、政策意図等によって変更が加えられることはないか。 | | | |
| | 統計の作成方法は、統計理論等に基づく科学的・客観的なものとなっているか。 | | | |
| 信頼性に関する評価結果 | | | | |

(注)チェック事項で下線が引かれている項目は、総務省(政策統括官)が行う承認審査に当たったの視点。

品質評価事項チェックリスト

凡例

- 当該評価事項を満たしている。
- △ 当該評価事項を完全には満たしていないが、やむを得ない事由が認められる。
- 当該評価事項の対象とはならない。
- ▲ 当該評価事項を満たしているが、要検討事項が認められる。
- × 当該評価事項を満たしていない。

| 要素 | 評価事項 | チェック事項 | 判定 | 該当・非該当理由等 |
|-----------|---|--|----|-----------|
| 整合性・比較可能性 | 使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いは妥当か。 | 異なる基準を使用する理由及びその使用内容は明確か。また、それらはやむを得ないものか (異なる基準を使用する場合) 当該基準と統計法に基づく基準や国際的に受け入れられた基準との整合性、比較可能性は図られているか。図られていない場合、検討及び対策は行われているか。 (異なる基準を使用する場合) 調査事項や集計事項に用いる用語は、他の統計との比較等において誤解を生じない明確なものとなっているか。 | | |
| | 統計の方法や情報源等の変更を行う場合、変更内容は妥当か。 | 変更理由及び変更内容は明確か。また、それらはやむを得ないものか。 関連する統計との整合性、比較可能性は図られているか。図られていない場合、検討及び対策は行われているか。 | | |
| | 過去の結果との断層がある場合は、その理由が妥当か。 | 断層が生じている理由及び内容は明確か。また、それらはやむを得ないものか。 断層前のデータとの比較が可能となるよう、相当期間遡って、遡及改善等の措置を講じているか。 | | |
| | 整合性・比較可能性に関する評価結果 | | | |

(注)チェック事項で下線が引かれている項目は、総務省(政策統括官)が行う承認審査に当たっての視点。

品質評価事項チェックリスト

凡例

- 当該評価事項を満たしている。
- △ 当該評価事項を完全には満たしていないが、やむを得ない事由が認められる。
- 当該評価事項の対象とはならない。
- ▲ 当該評価事項を満たしているが、要検討事項が認められる。
- × 当該評価事項を満たしていない。

| 要素 | 評価事項 | チェック事項 | 判定 | 該当・非該当理由等 |
|--|--|---|----|-----------|
| アクセス可能性 | 公表時期と利用者への周知時期(e-Stat等への掲載時期)にタイムラグがないか。 | e-Statにより公表が行われているか。 | | |
| | | (公表が行われている場合) 公表と同時にe-Statに掲載されているか。 | | |
| | | (公表が同時でない場合) それはやむを得ないものか。 | | |
| | | (公表が行われていない場合) その理由は合理的なものか。適切な代替措置が講じられているか。 | | |
| | アクセス可能な情報の一覧が公開されているか。 | HP等にアクセス可能な情報の一覧、又はそれら情報へのリンク先が公開されているか。 | | |
| | | (公開されていない場合) 検討及び対策は行われているか。 | | |
| | 利用者の照会窓口を設置しているか。 | 情報一覧は容易にアクセスできるよう表示されているか。 | | |
| 利用者の照会窓口を設置しているか。 | | | | |
| (設置している場合) 照会窓口はHP等で容易にアクセスできるよう表示されているか。 | | | | |
| 二次的利用の推進を図っているか。 | (設置していない場合) 検討及び対策は行われているか。 | | | |
| | 二次的利用の推進を図っているか。 | | | |
| | | (推進を図っていない場合) その理由は何か(やむを得ないものか)。検討及び対策は行われているか。 | | |
| アクセス可能性に関する評価結果 | | | | |

品質評価事項チェックリスト

凡例

- 当該評価事項を満たしている。
- △ 当該評価事項を完全には満たしていないが、やむを得ない事由が認められる。
- 当該評価事項の対象とはならない。
- ▲ 当該評価事項を満たしてはいるが、要検討事項が認められる。
- × 当該評価事項を満たしていない。

| 要素 | 評価事項 | チェック事項 | 判定 | 該当・非該当理由等 |
|------------------|--|--|----|-----------|
| 効率性 | 同じ情報を得るために効率性を十分に検討した上で、より適切な方法により統計を作成しているか。 | 統計作成事務の効率化・合理化の検討を行っているか。 | | |
| | | 統計作成事務の効率化・合理化についての見直しは適切に行われているか。 (効率化等を図っていない場合) その理由はやむを得ないものか。 | | |
| | | 異なる統計の利用、又は異なる情報減による統計の作成を検討したか。これらの方法を採用して以内理由はやむを得ないものか。 | | |
| | | 効率化につながる事務の外部委託は適切に行われているか。 | | |
| | 他の調査票情報や行政記録情報の活用を図っているか。 | (活用できる行政記録情報や他の調査票情報がある場合) 行政記録情報や他の調査票情報の活用により削除できる調査事項はないか。 | | |
| | | 行政記録情報や他の調査票情報の活用を図っていない場合、その理由はやむを得ないものか。 | | |
| 被調査者の負担に配慮しているか。 | 調査事項は利用ニーズに照らして、必要最小限のものとなっているか。集計事項に含まれない調査事項などがないか。 | | | |
| | 質問文は簡潔で分かりやすい被調査者の記入しやすさを考慮した見直しを検討しているか。 | | | |
| | 報告者にとって業務繁忙期(決算期や農繁期)が調査実施時期となっていないか。なっている場合、その理由は合理的なものか。 | | | |
| 効率性に関する評価結果 | | | | |

(注)チェック事項で下線が引かれている項目は、総務省(政策統括官)が行う承認審査に当たったの視点。

品質評価事項チェックリスト

| | |
|--------|--|
| 自己評価結果 | |
|--------|--|